

令和元年  
12/1 施行

道路交通法改正により

# 罰則強化

します!



※普通車の場合。車両の種類により金額は変わります。

警察庁・都道府県警察

# 運転中の スマホ使用



# 運転中のスマホ等利用に対する罰則強化の内容

運転中に  
スマホ等を使用

携帯電話使用等 (保持) …通話 (保持)、画像注視 (保持) する行為



| 改正前 |                                      | 改正後 |  |
|-----|--------------------------------------|-----|--|
| 罰則  | 5万円以下の罰金                             | 罰則  | 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金                           |
| 反則金 | 大型…7千円<br>普通…6千円<br>二輪…6千円<br>原付…5千円 | 反則金 | 大型…2万5千円<br>普通…1万8千円<br>二輪…1万5千円<br>原付…1万2千円 |
| 点数  | 1点                                   | 点数  | 3点   |

さらに  
事故を  
起こした

携帯電話使用等 (交通の危険) …通話 (保持)、画像注視 (保持)、画像注視 (非保持) することによって交通の危険を生じさせる行為



| 改正前 |  | 改正後 |   |
|-----|--|-----|---|
| 罰則  | 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金                      | 罰則  | 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金                        |
| 反則金 | 大型…1万2千円<br>普通…9千円<br>二輪…7千円<br>原付…6千円 | 反則金 | 適用なし<br>(反則金制度の対象外となり、 <b>すべて罰則の対象に</b> ) |
| 点数  | 2点                                     | 点数  | 6点 (免許停止)                                 |

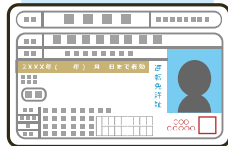
## 道路交通法の一部が改正されました



### 運転免許証の再交付について

運転免許を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合として、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等が追加されました。

幅広い理由で  
再交付が可能に。



名字の変更

住所の変更



### 運転経歴証明書について

運転免許証を自主返納した者だけでなく、運転免許を失効した者も運転経歴証明書の交付申請が可能となります。また、運転経歴証明書の交付を申請できる公安委員会が現在の住所地を管轄する公安委員会となります。

様々な特典を  
受けられる  
証明書です!



# 絶対やめよう！ 「ながらスマホ」



自動車や自転車を運転しながらのスマートフォン等の操作や注視（「ながらスマホ」）、運転中のカーナビゲーション装置等の注視は、大変危険です。（歩いている時も同じです。）画面に意識が集中してしまい、周囲の危険を発見することができず、思わぬ事故につながります。絶対にやめましょう。

2019年12月から運転中の携帯電話使用等に関する罰則が強化されます。  
詳しくは、警察庁ホームページをご確認ください。

## 警察庁・都道府県警察